

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市桜町三丁目一六六七番一地先ま</p>	<p>から 行田市桜町三丁目一七五八番三地先</p>	<p>区 間</p>
<p>九・六五〇 一四・五四</p>	<p>八・三五〇 一三・八五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六六・二〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>